

見積業者選定経過書

1 業 務 名	平成 29 年度働き方改革推進の気運醸成事業業務
2 応募者数	5 者 (うち 2 者辞退)
3 委員会の構成 委員長 委 員	長野県産業労働部労働雇用課長 委員長含め 4 名 (詳細は別表のとおり)
4 選定基準	別紙のとおり
5 評価結果 選定された者 評価点集計結果 (点数)	株式会社アドソニック 評価点 302 点/400 点
6 企画提案を求める具体的 内容	<p>ア 実施体制</p> <p>(ア) 運営体制</p> <p>(イ) 県窓口等との連携</p> <p>(ウ) 類似事業の履行実績</p> <p>(エ) 個人情報の取り扱い</p> <p>イ 事業内容</p> <p>(ア) 現状認識・基本方針</p> <p>(イ) 事業計画 (スケジュール含む)</p> <p>(ウ) シンポジウムについて</p> <p>(エ) キャンペーンについて</p> <p>ウ その他 (ア、イ以外の項目で特に提案する事項やアピールする点)</p> <p>エ 業務等に要する経費及びその内訳</p>
7 企画提案で評価された点	県全体の働き方改革推進の気運を高めるため、企業及び労働者だけでなく幅広いターゲットを対象に啓発を図るための効果的な広報活動の提案がされている点
8 総合的判断	評価点の合計が最も高い者であり、各業務の事業計画、スケジュールについても具体的な提案がなされていることから、業務の確実な実施が見込まれること、また、審査員の評価点の合計が基準点である 240 点 (満点の 6 割) を満たしていることから見積業者として決定した

別表

所 属	委 員	備 考
産業労働部 労働雇用課	課長	委員長
産業労働部 労働雇用課	課長補佐兼調査情報係長	
県民文化部 人権・男女共同参画課	女性活躍推進幹兼課長補佐兼男女共同参画係長	
長野労働局 雇用環境・均等室	雇用環境改善・均等推進監理官	

(別紙)

働き方改革推進の気運醸成事業プロポーザル審査表（審査基準）

審査項目		審査内容（要求内容）	配点 ①	
大項目	小項目			
実施体制	運営体制	事業実施に必要な業務の管理・運営体制が整っており、事業の進行管理が適切に行えることが見込まれること。	10	
	県窓口等との連携	県及び関係機関との連絡調整、報告を適切に行える体制となっていること。	5	
	類似事業の履行実績	類似事業の履行実績などから、事業の運営を円滑に行うことが見込まれること。	5	
	個人情報の取り扱い	個人情報の保護・管理が適切であること。	5	
事業内容	現状認識・基本方針	働き方改革の推進に向けて、現状及び課題を的確に分析した上で、事業の実施方針を明確に定めていること。	5	
	事業計画 (スケジュール含む)	事業の目的、発注仕様書の内容を満たした提案となっていること	10	
	シンポジウム	基調講演・パネルディスカッション	参加対象者の働き方改革推進への意識を高めるために必要な具体的かつ効果的なテーマ及び内容が提案されていること。	10
		講師及びパネリスト	講師の候補者選定にあたっては、働き方改革に精通し企業の実情等に対する知識も豊富な者が提案されていること。 パネリストの候補者選定にあたっては、企業・事業所の規模、業種及び労使等のバランスを考慮した上で提案されていること。	5
		シンポジウムの周知方法	シンポジウムの参加者募集のための周知方法について、具体的かつ効果的な内容が提案されていること。	5
	推進キャンペーン	プロモーション	県内企業及び一般県民の働き方改革の啓発につながる推進キャンペーンの効果的な広報・宣伝活動の内容が提案されていること。	10
		啓発ツール	働き方改革推進への関心を高めるために効果的かつ独創的なコンセプトのツールが提案されていること。	10
	実現可能性	提案内容、スケジュール等から確実な実施が可能であること。	10	
経済性	費用対効果	事業の実施に必要な経費が適切に見積もられ、事業内容や効果等からみて適切な範囲内であるとともに、県の予算の範囲内であること。	10	
合計得点			100	